

# 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金支給要領

## (こども政策課分)

令和8年4月1日

こども政策課

### 第1 目的

物価高騰の影響を受ける宮崎県内の保育施設等に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、児童福祉サービス等の維持を図ることを目的とする。

### 第2 支給の対象

次の1及び2の要件を満たすこと。

#### 1 事業者要件

次のアからウのうちいずれにも該当しない者であること

ア 次のいずれかに該当する者

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- ・暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

イ 法人の役員等がアに掲げる者のいずれかに該当する者

ウ 県税に未納がある者

#### 2 施設要件

令和7年4月1日時点で、別表に掲げる支援対象施設類型一覧に該当する事業を実施しており、申請日時点において廃止（別表中の別の類型に移行の

あった施設を除く。)又は休止していないこと

### 第3 支援金の額

支援金の支給額は、1施設当たり次の式により算出された額とする。

#### 1 別表に掲げるすべての施設

900円×利用定員（令和7年4月1日時点）

#### 2 公立の認可施設等及び認可外保育施設

1により算出した額に加え、以下の定員区分に応じた額を加算した額

利用定員20名以上 100,000円/施設

利用定員5名以上～19名以下 50,000円/施設

利用定員5名未満 25,000円/施設

※公立の認可施設等は以下を指す。

公立の保育所、幼稚園、認定こども園

### 第4 支援金の支給等

支援金の支給を受けようとする者は、令和8年5月15日から同年6月30日までに、原則として、宮崎県電子申請システム（以下「電子申請」という。）により申請情報を入力し、提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により電子申請による入力ができない者にあつては、郵送により提出することができる。この場合において、次の書類を提出するものとする。

①宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金申請書（別記様式第1号）

②振込口座申出書（別記様式第2号）

③申請者の振込先口座情報を確認できる通帳の写し

④委任状（別記様式第3号）

※②のうち申請者と口座名義人が異なる場合のみ提出

### 第5 支援金の支払

県は、第4の規定により送付のあった関係書類により、支援金を支給すべきと認めるときは、支給を決定し、申請者が指定する振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

### 第6 調査への協力

県及び審査事務の受託者は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことが

でき、支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

## **第7 支援金の返還**

支援金の支給を受けた事業者が、第2に定める条件を満たさないことが判明した場合は、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

## **第8 その他**

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

### **附 則**

この要領は、令和7年8月5日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金に適用する。

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金に適用する。

別表（第2関係）

支援対象施設類型一覧

区分	類型	支援金
子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設	保育所	0.9千円/1定員 （公立の施設及び認可外保育施設は、下記のとおり加算 ・利用定員20名以上の施設 100千円/施設 ・利用定員5名以上19名以下の施設 50千円/施設 ・利用定員5名未満の施設 25千円/施設）
	幼稚園	
	認定こども園	
子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育を行う施設	小規模保育事業	
	家庭的保育事業	
	事業所内保育事業	
子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育		
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設	幼稚園併設施設	
	ベビーホテル	
	事業所内（院内）保育施設	
	企業主導型保育施設	
	その他の認可外保育施設	